

標準貨物自動車運送約款（平成二年運輸省告示第五百七十五号）

最終改正 令和七年 国土交通省告示第百九十九号

目次

- 第一章 総則（第一条～第二条）
- 第二章 運送業務等
- 第一節 通則（第三条～第五條）
- 第二節 運送の申込み及び引受け（第六条～第十七条）
- 第三節 積付け（第十八条）
- 第四節 貨物の受取及び引渡し（第十九条～第二十六条）
- 第五節 指図（第二十七条～第二十九条）
- 第六節 事故（第三十条～第三十二条）
- 第七節 運賃、料金等（第三十三条～第三十八条）
- 第八節 責任（第三十九条～第五十二条）
- 第九節 連絡運輸（第五十三条～第六十条）
- 第三章 積込み又は取卸し等（第六十一条～第六十四条）

第一章 総則

（事業の種類）

- 第一条 当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。
- 第二条 当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。
- 第三条 当店は、特別積合せ貨物運送を行います。
- 第四条 当店は、貨物自動車利用運送を行います。

第二章 運送業務等

第一節 通則

- （受付日時）
第三条 当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。
- （運送の順序）
第四条 当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他正当事由がある場合は、この限りではありません。
- （引渡期間）
第五条 当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。
一 発送期間 貨物を受け取った日を含め二日
二 日未滿の滞数は一日とします。
三 集配期間 集貨及び配車をする場合にあつては各日
前項の規定による引渡期間の満後、貨物の引渡しがあつたときは、これをもつて延着とします。

（運送の申込み）

- 第六条 当店は、貨物の運送を申込みする（以下「申込み」という。）は、次の事項を記載した運送申込書（金貨等）の類については、申込み者が貨物自動車運送事業者と平成元年法律第百八十三号の第十二条第二項に規定する真荷又は個々（事業として）であるときは、運送契約の締結当事者となる者におかれず、（以下「真荷主等」という。）であるときは、運送申込書に記載すべき事項を電力的方法により提供することができる。この場合において、申込み者は、当該運送申込書を提出したものとみなす。
- （運送の引渡）
第七条 当店は、前条第一項の運送申込書の提出があつた場合において、申込み者と協議により、当該運送を引き継ぐこととするときは、同項第一号、第二号、第五号及び第七号に掲げる事項に加え、はこの限りではあります。
- 一 集貨及び配車又は発着及び到着の予定日時
二 申込み第六十一條に規定する附帯業務を委託するときは、その旨及び当該附帯業務の内容
三 第六十二條第一項に規定する附帯業務を行うときは、その旨及び当該附帯業務の内容
四 運送引受書の交付年月日
2 当店は、あらかじめ申込者の承諾を得て、前項の運送引受書の交付に代えて、当該運送引受書に記載すべき事項を電力的方法により提供することがあります。この場合において、当店は、当該運送引受書（貨物の種類及び性質の通知）を、申込み者が求めたことがあります。
- 2 当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質につき申込み者通知したことに疑いがあるときは、申込み者の同意を得て、その立会いの上で、これを検査することがあります。
- 3 当店は、前項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込み者の通知したものと異なるときは、これにより生じた損害の賠償をします。
- 4 当店は、前項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込み者の通知したものと異なるときは、申込み者に点検に要した費用を負担していただきます。

（引受拒絶）

- 第九条 当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。
一 申込み者が、前条第一項の規定による通知をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意をえないとき
二 申込み者が、前条第一項の規定による通知をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意をえないとき
三 当該運送に適する設備がないとき
四 当該運送に際し、申込み者から特別の負担を求められたとき
五 当該運送が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき
六 天災その他やむを得ない事由があるとき

（高価品及び貴重品）

- 第十条 この運送約款において高価品とは、次に掲げるものをいいます。
一 金貨、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手及び公債証券、株券、商品券その他の有価証券並びに石、琥珀、真珠その他の宝玉石、象牙、べっ甲、珊瑚及び各その製品
二 美術品及び骨董品
三 容器及び荷造りに加え、一キログラム当たりの価格が二万円を超える貨物（動物を除く。）
2 前項第三号の一キログラム当たりの価格の計算は、一荷造りにつき、これをいいます。
3 この運送約款において貴重品とは、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。
- （運送の抜擢等不明な場合）
第十一条 当店は、荷送人（第七条第一項の運送引受書の交付を受けた申込み者をいう。以下同じ。）が運送の申込みをするに当たり、運送の抜擢別その他その貨物の運送に關し必要な事項を明示しなかつた場合は、荷送人にとって最も有利と認められるところにより、当該貨物の運送をします。
- （荷造り）
第十二条 荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の取扱い等に応じ、運送に適するように荷造りをしてなければなりません。
- 2 当店は、貨物の荷造りが十分でないときは、必要を荷造りを要します。
- 3 当店は、荷造りが十分なない貨物であっても、他の貨物と接触し与えないと認め、かつ、荷送人が書面により荷造りの不備による損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けるといたします。
- （外装表示）
第十三条 荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認めた事項については、この限りではありません。
一 荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所
二 品名
三 個数
四 その他運送の取扱いに必要な事項
2 荷送人は、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもつて前項の外装表示に代へるものとします。
- （動物等の運送）
第十四条 当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送を引き受けたときは、荷送人又は荷受人に対して次に掲げることを請求することがあります。
一 一 当店において、集貨、持込み又は受取の日時を指示すること。
二 当該貨物の運送につき、付添人をつけること。
- （危険品 品）
第十五条 荷送人は、爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物については、そのおそれその他の当該貨物の安全な運送に必要な情報を当店に通知しなければなりません。

（連絡運輸）

- 第十六条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の運送機関と連絡して運送することがあります。
- （利用運送及び利用運送手数料）
第十七条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の貨物自動車運送事業者の行う貨物自動車運送事業者の商号又は名称等と通知します。
2 当店は、前項の利用運送を行うときは、第三十二條第一項の運賃料金を定める利用運送に係る手数料を受けます。
3 特別な手配を要する利用運送を行う場合は、前項の規定にかかわらず、別途見積もつた手数料を取受けます。
- 4 第一項の通知を行わなかつた運送について、当店の責任により利用運送を行う場合があります。この場合において、利用運送に係る手数料は取受しません。
- （積付け）
第十八条 貨物の積付けは、当店の責任においてこれを行います。
2 シート、ロープ、建木、台木、充てん物その他の積付用品は、通常貨物自動車運送事業者が備えているものを除き、荷送人又は荷受人の負担とします。
- （受取及び引渡しの場所）
第十九条 当店は、運送申込書に記載された集貨先又は発送地において荷送人又は荷受人の指定する者から貨物を受取り、運送申込書に記載された配車先又は到着地において荷受人又は荷受人の指定する者に貨物を引き渡します。
- （荷理等に対する引渡し）
第二十条 当店は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対する貨物の引渡しをもつて荷受人に対する引渡しとみなします。
一 荷受人が引渡先が不在の場合には、その引渡先における同居者、従業員又はこれに準ずる者
二 船舶、寄留倉、旅館等が引渡先の場合には、その管理者又はこれに準ずる者
（留置権の行使）
第二十一条 当店は、貨物に關し受取るべき運賃、料金等又は品代金等の支払を受けなければ、当該貨物の引渡しをしません。
- 2 商人である荷送人が、その営業のために当店と締結した運送契約について、運賃、料金等を所定期日までに支払わなかつたときは、当店は、その支払を受けたときは、当該荷送人との運送契約によって当店が占有する荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。
- （指図の催告）
第二十二条 当店は、荷受人を通知することができない場合は前条第二項の場合には、荷受人の費用をもつて、その貨物を倉庫業者等に寄託することがあります。
- 2 当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、運滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。
- 3 当店は、第一項の規定により貨物の寄託をした場合において、倉庫証券を作らせたときは、その証券の交付をもつて貨物の引渡しに代へることがあります。
- 4 倉庫証券を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託に要した費用の存続を受けるまで、当該倉庫証券を留置することがあります。
- （引渡不能の貨物の引渡）
第二十三条 当店は、荷受人を通知することができない場合は前条第二項の場合には、荷受人の費用をもつて、その貨物を倉庫業者等に寄託することがあります。
- 2 当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、運滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。
- （引渡不能の貨物の引渡）
第二十四条 当店は、荷受人を通知することができない場合は前条第二項の場合には、その貨物を委託する者が、前項の規定により貨物の引渡しをしたときは、運滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。
- （引渡不能の貨物の引渡）
第二十五条 当店は、第二十二條の規定により荷送人に対して指図すべきことを求めた場合において、荷送人が指図をしないときは、その貨物を委託する者が、前項の規定により貨物の引渡しをしたときは、運滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知をしないて販売することがあります。
- 3 当店は、前項の規定により貨物の販売をしたときは、運滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。
- 4 当店は、第一項又は第二項の規定により貨物の販売をしたときは、その代償の全部又は一部を運賃、料金等及び指図の請求及び販売に要した費用に充て、不足があるときは、荷送人にその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷送人に交付し、又は供託します。
- （引渡不能の貨物の任意売却）
第二十六条 当店は、荷受人を通知することができない場合は前条第二項の場合において、その貨物が腐敗又は変質しやすいものであるとして、第二十二條第二項の場合において、その手続によらず、公正な第三者を立ち会わせて、これを売却することがあります。
- 2 前項の規定による売却には、前条第三項及び第四項の規定を準用します。

（貨物の処分）

- 第二十七条 荷送人は、当店に対し、貨物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることがあります。
- 2 前項に規定する荷送人の権利は、貨物が到着地に到着する場合において、荷受人が貨物の引渡し又はその損害賠償の請求をしたときは、行使することができません。
- 3 第一項の指図をする場合において、指図を要したときは、指図書提出しなければなりません。
- （指図に応じない場合）
第二十八条 当店は、運送上の障礙が生ずるおそれがあると認める場合には、前条第一項の規定による指図に応じないことがあります。
- 2 前項の規定により、指図に応じないときは、運滞なく、その旨を荷送人に通知します。

（事故の際の措置）

- 第二十九条 当店は、次の場合には、運滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図を求めます。
一 貨物の著しい滅失、損傷その他の損害を発生したとき
二 当初の運送経路又は運送方法によることができなかったとき
三 相当の期間、当該運送を中断せざるを得ないとき
2 当店は、前項の場合において、指図を待つとき又は又は当店の運送の中断期間に前項の指図がないときは、荷送人の利益のために、指図の裁量に基づいて、当該貨物の運送の中止若しくは返送又は運送経路若しくは運送方法の変更その他の適切な処分をすることがあります。
- 3 第一項の規定による指図には、前条の規定を準用します。
- （危険品等の処分）
第三十条 当店は、第十五條の規定による通知及び明記をなかつた爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物について、必要に応じ、いつでもその取卸し、破壊その他運送上の危険を除くため他の処分をすることがあります。同条の規定による通知及び明記をした場合において、当該貨物が他の損害を及ぼすおそれを生じたときと同様とします。
- 2 前項前段の処分には、すべし荷送人の負担とします。
- 3 当店は、第一項の規定による処分をしたときは、運滞なくその旨を荷送人に通知します。
- （事故証明書の発行）
第三十一条 当店は、貨物の全部滅失に關し証明の請求があつたときは、その貨物の引渡期間の満了の日から一月以内の限りに、事故証明書を発行します。
- 2 当店は、貨物の一部滅失、損傷又は延着に關し、その数量、状態又は引渡しの日時につき証明の請求があつたときは、当該貨物の引渡しの日以降においても、発行する場合があります。
- （運賃、料金等）
第三十二条 運賃、料金等（燃料サチャージを除く。）及びその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によりします。
- 2 前項の運賃、料金等について、調運する燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サチャージを受取します。
- 3 第一項の運賃、料金等について、荷送人又は当店の一方は、資金水準又は物価水準の變動により運賃、料金の額が不適当となつたと認めるときは、他の一方が之を、合理的な協定の要動により運賃、料金を（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。）を對象とするとし、当該料金及びその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は店頭に掲示するとともに、当店のウェブサイトに掲載します。
- （運賃、料金等の取受方法）
第三十三条 当店は、貨物を受け取るときは、荷送人から運賃、料金等を受取します。
- 2 前項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、その概算額の前渡しを受け、運賃、料金等の確定後荷送人に對し、その過不足を払い戻し、又は追徴します。
- 3 当店は、第一項の規定にかかわらず、貨物を引き渡すときまでに、運賃、料金等を荷受人から取受付（留置権）を認めることがあります。
- （運賃料金の請求）
第三十四条 当店は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間（荷送人は、荷受人が第六十一條の貨物の積込み若しくは取卸し又は第三十二條第一項に規定する附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。）に応じて、当店が別に定める料金を受取します。
- （運賃料金の請求）
第三十五条 当店は、貨物を引き渡したときで、荷送人又は荷受人が運賃、料金等を支払わなかつたときは、貨物を引き渡した日以後の日から運賃、料金等の支払を受けた日までの期間に對し、年利十四・五パーセントの割合で、延滞料金の支払を請求することがあります。
- （運賃料金の請求）
第三十六条 当店は、貨物の全部又は一部が天災その他やむを得ない事由により滅失し、若しくは相当程度の損傷を生じたときは又は当店が責任を負う事由により滅失したときは、当該滅失し、又は損傷を生じた貨物に係る運賃、料金等を請求しません。この場合において、当店は既に運賃、料金等の全部又は一部を受取してあるときは、これを払い戻します。
- 2 当店は、運賃の全部又は一部がその性質若しくは欠陥で荷送人の責任による事由によって滅失したときは、運賃、料金等の全部を受取しません。
- （事故等と運賃、料金等）
第三十七条 当店は、第二十七條及び第二十九條の規定により処分をしたときは、その処分に応じて、又は既に行った運送の割合に応じて、運賃、料金等を受取します。ただし、既にその貨物について運賃、料金等の全部又は一部を受取してある場合には、不足があるときは、荷送人又は荷受人にその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷送人又は荷受人に払い戻します。
- （中止手数料）
第三十八条 当店は、運送の中止の指図に応じた場合には、荷送人が責任を負わない事由によることを除て、中止手数料を請求することがあります。ただし、荷送人が、運送引受書に記載した集貨予定日の三日前までに運送の中止したときは、この限りではありません。

- 2 前項の中止手数料は、次の各号のとおりとします。
一 運送引受書に記載した集貨予定日の前々日に中止の指図をしたとき 当該運送引受書に記載した運賃、料金等の二十一パーセント以内
二 運送引受書に記載した集貨予定日の前日に中止の指図をしたとき 当該運送引受書に記載した運賃、料金等の三十一パーセント以内
三 運送引受書に記載した集貨予定日の当日に中止の指図をしたとき 当該運送引受書に記載した運賃、料金等の五十一パーセント以内

（責任の時期）

- 第三十九条 当店の貨物の滅失、損傷についての責任は、貨物を荷送人から受取った時に始まります。

（責任の証明）

- 第四十条 当店は、貨物の受取から引渡しまでの間にその貨物が滅失し、若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は貨物が延着したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店が、自己又は使用人その他運送のために使用した者の故意又は過失によるものであることを証明しなければなりません。
一 荷送人が貨物を詰めたものであること
二 コンテナの封印に異常がない状態であること
（特殊な管理を要する貨物の運送の責任）
第四十一条 当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送について、第十四条第二号の規定に基づき付添人が付された場合には、当該貨物の特殊な管理に關し責任を負いません。
- （運送申込書の記載の不完全等の責任）
第四十二条 当店は、運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。
- 2 前項の場合において、当店が損害を被つたときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。
- （免責）
第四十三条 当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。
一 当該貨物の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害
二 当該貨物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
三 不可抗力、同業連業、社会的影響その他の事由又は強盗
四 同業連業、同業連業、社会的影響その他の事由又は強盗
五 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災
六 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
七 荷送人又は荷受人の故意又は過失
八 貨物の積込み又は取卸しの事故又は運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
（高価品に対する特別の特則）
第四十四条 高価品については、荷送人が申込みをするに当たり、その種類及び価額を通知しなければ、当店は、その滅失、損傷又は延着について、損害賠償の責任を負いません。
- 2 前項の規定は、次に掲げる場合は、適用されません。
一 運送契約の締結の時、貨物が高価品であることを当店が知っていたとき
二 当店の故意又は重大な過失によつて高価品の滅失、損傷又は延着が生じたとき
（責任の特別減減事由）
第四十五条 当店の貨物の一部滅失又は損傷についての責任は、荷受人が留保しないで貨物を受け取つたときは、消滅します。ただし、運送人に直ちに発見し、荷送人に對する当店の責任に係る第一項ただし書の期間は、荷送人が当該通知を受けた日から運送を經過する日まで延長されたものとみなす。
- （損害賠償の額）
第四十六条 貨物に全部滅失があつた場合の損害賠償の額は、その引渡しされるべき地及び時における貨物の価額によつて、これを定めます。
2 貨物の一部滅失又は損傷があつた場合の損害賠償の額は、その引渡しされるべき地及び時における引渡しされた貨物の価額と全部滅失又は損傷がなかつたときの貨物の価額との差額によつてこれを定めます。
- 3 前項第一項の規定により、貨物の滅失又は損傷のため荷送人又は荷受人が支払うことを要する運賃、料金等は、前二項の賠償額よりこれを控除します。
- 4 運賃、料金等は、前二項の賠償額よりこれを控除します。
- 5 貨物が延着した場合の損害賠償の額は、運賃、料金等の総額を限度とします。
- （賠償に基づく権利取得）
第四十七条 当店は、前条の規定にかかわらず、当店の悪意又は重大な過失によつて貨物の滅失、損傷又は延着を生じたときは、それにより生じた一切の損害を賠償します。
- （除斥期間）
第四十八条 当店の責任は、貨物の引渡しされた日以後、貨物の全部滅失の場合にあつては、その引渡しされた日から一年以内に裁量した請求がされなければ、消滅します。
2 前項の期間は、貨物の滅失等による損害が発生した後の限り、合意により延長することができます。
3 荷送人が第三号から委託を受けた貨物の運送を当店が行う場合において、荷送人が第一項の期間内に損害賠償し又は裁判上の請求をされたときは、荷送人に對する当店の責任に係る同項の期間は、荷送人が損害を賠償し又は裁判上の請求をされた日から三月を經過する日まで延長されたものとみなす。
- （利用運送の際の責任）
第四十九条 当店が他の貨物自動車運送事業者の行う運送又は他の運送機関を利用して運送を行う場合においても、運送上の責任は、この約款により当店が負います。
- （賠償に基づく権利取得）
第五十条 当店が貨物の全部の価額を賠償したときは、当店は、当該貨物に關する一切の権利を取得します。

（責任の原則）

- 第五十一条 運送運輸の場合には、当店より後の運送事業者は、当店に代つて、その権利を行使します。
- （運送引受書の責任）
第五十二条 当店は、運送運輸の場合には、貨物の滅失、損傷又は延着について、他の運送事業者と連帯して損害賠償の責任を負います。
- （運送引受書の適用）
第五十三条 運送運輸の場合には、他の運送事業者の行う運送については、その事業者の運送約款又は運送に關する規定の定めるところによります。ただし、貨物の滅失、損傷又は延着による損害が生じた場合であつて、かつ、その損害を与えた事業者が明らかでない場合の損害賠償の請求については、この運送約款の定めるところによります。
- （引渡期間）
第五十四条 運送運輸の場合の引渡期間は、各運送事業者ごとに、その運送約款又は運送に關する規定により計算した引渡期間又はそれに相当するものを合算した期間に、一運送機関ごとに一日を加算したものとします。
- （損害賠償事務の処理）
第五十五条 運送運輸の場合には、貨物の滅失、損傷又は延着についての損害賠償は、その請求を受けた運送事業者が損害の程度を調査し、損害賠償の額を決定しその支払を行います。
- （損害賠償請求権の消滅）
第五十六条 運送運輸の場合における第四十七條第一項の留保又は通知は、その運送を行った運送事業者のいづれに對しても行うことができます。

第三章 積込み又は取卸し等

- （積込み又は取卸し及び積込料又は取卸料）
第六十条 当店は、貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には、当店が別に定める料又は実際にかつた費用を受取し、当店の責任においてこれを行います。
- （附帯業務及び附帯業務料）
第六十一条 当店は、品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、梱入れ、ラベル貼り、はい作業その他の貨物自動車運送事業に附帯し一定の時間、技能、機器等を必要とする業務（以下「附帯業務」という。）を引き受けた場合には、当店が別に定める料又は実際にかつた費用を受取し、当店の責任においてこれを行います。
- （品代金の取立て）
第六十二条 品代金の取立ては、別段の定めがある場合を除き、性質の許し限り、第一章の規定を準用します。
- 第六十三条 品代金の取立ての追付又は変更は、その貨物の発送前に限り、これに応じます。
- 2 当店は、品代金の取立ての委託を受けた貨物を発送した後、荷送人が、当該品代金の取立ての委託を受けた場合又は荷送人若しくはその責任を負う事由により当該品代金の取立てが不能となつた場合は、当該品代金の取立料の払戻しはしません。
- （付保）
第六十四条 運送の申込みの際に、当店の申出により荷送人が承諾したときは、当店は、荷送人の費用によつて運送保険の締結を引き受けます。
- 2 保険料率その他運送保険に關する事項は、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。
- 附 則
- （施行期日）
1 この告示は、令和七年四月一日から施行する。
- （経過措置）
2 この告示の施行前に締結された運送契約に係る標準貨物自動車運送約款の適用については、なお従前の例による。